

京都市告示第290号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、令和2年8月6日から令和3年3月31日まで、公の施設の歳入の納付に関する事務を行う者として、次の者を指定代理納付者に指定しました。

令和2年8月20日

京都市長 門川 大作

1 指定代理納付者の名称等

名称及び代表者	主たる事務所の所在地
株式会社ジャックス 代表取締役 山崎 徹	北海道函館市若松町2番5号

2 行わせる事務

京都市美術館における観覧料の納付に関する事務

(美術館)